

ギグワーカーをめぐる法規制の動向

カリフォルニア州AB法案

2019年9月10日夜、ギグエコノミーの将来を揺らがすニュースが流れた。カリフォルニア州でAB5法案と呼ばれる重要法案が上院において29対11で可決したのだ。

AB5法案は、雇い主のためにサービスを提供するワーカーは賃金と付加給付の請求権を有する「労働者」であるとする2018年カリフォルニア州最高裁判決に基づく判例法(Dynamex Operations West, Inc. 法、以下Dynamex法)を拡大する内容である。

Dynamex法は、いわゆるABCテストといわれる判断基準により、労働者性を判断する。

ABCテストとは、(A)(B)(C)の3段階の基準に基づき、当該ワーカーが個人事業主であるかどうかを判断するもので、雇い主が、当該ワーカーがこれらの基準を満たしていることを証明しない限り、対価のためにサービスや労働を提供しているワーカーは労働者ではあると判断される。これに基づき労働者と判断されると、カリフォルニア州労働法典、失業保険法、産業福祉委員会賃金規定などが適用される。

(A) 当該ワーカーは実際的にも契約上も業務遂行も会社の指揮命令を受けない

(B) 当該ワーカーは会社の通常業務外の業務を遂行する

(C) 当該ワーカーは通常、会社のために行う業務と同質の事業、職業、通称を独立して行っている

カリフォルニア州知事は、AB法案に署名することを表明しているが、同法の成文化はこれからであり、現段階では不明な部分もある。今のところ判明しているのは、特定の業種および職業は1989年Borello判決等に基づく例外規定により同法の適用を受けないということである。

〈Borello判決に基づき例外となる職種〉

- 医師(内科医、外科医、歯科医、足病医、獣医、心理学者)
- 金融サービス(会計士、株式ディーラー、投資アドバイザー)
- 専門家(法律家、建築家、エンジニア、私立探偵)
- 保険エージェンツ
- マーケティング
- 不動産エージェンツ
- 旅行エージェンツ
- 直接的セールス
- グラフィックデザイナー
- 建設業者、コントラクター
- グラントライター
- 写真家
- 芸術家
- フリーランスライター、編集者、新聞漫画家
- 内国歳入庁認定の税理士
- ヘアスタイリスト、理容師、エステティシャン、ネイリスト、
- 支払処理エージェンツ
- コスメトロジスト、電気分解治療技術者
- 担保権実行エージェンツ
- アメリカ籍船の商業漁師
- 人事管理
- モータークラブサービス提供者

その他の例外規定

- (クライアント対カスタマーの契約ではなく)ビジネス対ビジネスの契約
- 建設業コントラクター、下請け業者
- 建設トラックサービス

AB法案の施行日は2020年1月1日。

(以上、出所 https://leginfo.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=201920200AB5)

第116回(2019-2020)連邦議会法案の状況

現在、ギグワーカーに関係する法案はいくつか出されているが、可決する見込みのある法案は今のところない。

下院 2474 法案「団結権保護法 (Protecting the Right to Organize Act)」

内容：全国労働関係法などを改正し、団結権を有する適用対象範囲を拡大する。

現状：審議に進まず。

下院 4069 法案「近代労働権限授与法 (Modern Work Empowerment Act)」

内容：公正労働基準法を改正し、「労働者」の定義を修正する。

現状：審議に進まず。

下院 76 法案「2019年ギグエコノミー保護法 (Protect the Gig Economy Act of 2019)」

内容：コントラクターサービスで営業を行うギグエコノミーと小規模事業をクラスアクションから保護するよう連邦民事手続き規則を改正する。

現状：審議に進まず。

上院 541 法案「iワーカーのポータブル給付法 (Portable Benefits for iWorker Act)」

内容：連邦労働省に対して特定の労働者にポータブルな給付を提供するためのパイロットプログラムの設立を義務付ける法律。

現状：審議に進まず。

上院 540 法案「自営住宅ローンアクセス法 (Self Employed Mortgage Access Act)」

内容：住宅に関する取引の最低基準を設定する。

現状：審議に進まず。

上院 700 法案「新ギグ法 (New Gig Act)」

内容：内国歳入法を改正し、労働者の分類判断に関する免責条項を設ける。

現状：審議に進まず。